

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和4年12月8日(木) 午前10時～午後1時38分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 谷平敬子 副委員長 須藤智子 委員 片岡健一郎
委員 宮川 隆 委員 関戸郁文 委員 堀 巖
委員 木村冬樹

陳述人 鷺見愛弓、石井知子（請願第7号）

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、市民窓口課長 富邦也、同統括主査 丹羽真伸、福祉課長 石川文子、同統括主査 片桐慎治、長寿介護課長 中野高歳、同統括主査 浅野弘靖、健康課専門員 城谷睦、同統括主査 小川薫、同統括主査 保健師 岡崎清美、学校教育課長 近藤玲子、同主幹 酒井寿、生涯学習課長 佐野隆、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長 西井上剛、同主幹 佐久間喜代彦、同統括主査 林高行

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第71号	岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について	賛成多数 原案可決
議案第77号	岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第78号	岩倉市子ども・子育て会議条例及び岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第91号	岩倉市総合体育文化センター外壁等改修工事請負契約の変更について	全員賛成 原案可決
請願第6号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	全員賛成 一部採択
請願第7号	大人も子どもも、状況に応じた感染予防対策を自身で選択するための情報提供および積極的周知に関する請願	全員賛成 趣旨採択
陳情第16号	「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書」採択についての陳情書	聞き置く

陳情第 17 号	保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 18 号	「保育・障害・高齢職場で働くすべての職員が賃金を引き上げられる補助金を求める意見書」提出を求める陳情	聞き置く

◎委員長（谷平敬子君） おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願2件であります。このほか陳情3件が送付されており、これらの案件を随時議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） おはようございます。

本日の厚生・文教常任委員会では請願2件、それから私どもの提出議案4件について審査いただきます。グループ長以上の者は出席してまいります。答弁を丁寧に務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎委員長（谷平敬子君） ありがとうございます。

審査に入る前に、本日の審査順についてお諮りをいたします。

請願第7号の請願者より意見陳述の申出があり、これを認め、請願第7号の審査から始め、付託議案、請願第6号、陳情の順で審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） それでは、審査に入ります。

初めに、請願第7号「大人も子どもも、状況に応じた感染予防対策を自身で選択するための情報提供および積極的周知に関する請願」を議題といたします。

陳述人より資料が追加されていますので、回していきたいと思えます。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（鷲見愛弓君） 本日は、口頭説明のお時間をいただきありがとうございます。

マスクの有無に関わる差別防止のさらなる啓発をお願いしたく、請願いたしましたので、その趣旨を説明させていただきます。

本年4月、マスクの着用の有無によって大人が子どもに暴力を働いたという事件が起こり、9月になってから全国ニュースとなりました。この事件の根底には、マスク着用がスタンダードになっていることによる差別意識があることが犯人の発言からもうかがえます。

マスク着用がスタンダードとなってしまった社会の風潮がマスクを着用できない、しない子どもたちや、マスクを着用することで体調が悪くなる子どもたちの身を危険にさらしていることをこの事件の発生が証明しております。

事件の発生が子どもたちの心へ与える影響も甚大であり、どのような子であってもマスクを外すことで見知らぬ大人からいわれのない暴力を受けることはないという安心感を得られるよう、子どもの目にも分かる形での再発防止の取組が必要ではないでしょうか。

あからさまな暴力ではなく、悪意がなくともマスクの未着用者への何げなくかけられる「マスクは」という声かけは、マスク着用が当たり前という考えが根底にあるがゆえに発生する行為であり、差別の一つであると感じております。まして、小さな子どもが見知らぬ大人から「なぜマスクをしないの」と時に大声で声をかけられることで怒られたと感じ、自分は悪いことをしているんだと自分を責めてしまうようなことはないと言いが切れるのでしょうか。

私の友人の子どもは、小さい頃から吐きやすく、泣いたり軽くせきをしたはずみで嘔吐してしまうことがよくあったそうです。感染対策として常時マスクをつけるようになった頃、マスクをつけると気持ち悪いとよく言うようになり、とても心配になったそうです。先生に事情を話してなるべくマスクを外して過ごせるようにしてもらったそうですが、友達からマスクをしないと駄目なんだよとかマスクをしないと遊ばないなどと何度も言われ、先生に言ったら、先生からもマスクをしなさいと言われるかもしれないから言えなかったと泣きながら友人であるお母さんに話したそうです。それを聞いて、友人の私でも胸が絞めつけられる思いでした。

その子のように、マスク着用で体調に変化、不安や不快を感じる子どもたちもいます。こうした子どもたちが息苦しさを感じた際に適切にマスクを外すことができるよう、マスクを外すことイコール悪いこと、注意されるようなことであるという認識を改めていく必要があります。

さきに述べましたマスクをつけて当たり前という考え方により、マスクをしている子どもがよい子で、マスクをできない子やしない子は悪い子であるという差別や偏見、誤解が生まれ、マスクをしていない子どもたちを苦しめることになっているということを周知していただきたく思います。

本年5月以降、政府の基本方針や厚生労働省の事務連絡などにより、何度もマスクの着用を無理強いすることがないよう発信し、通達を繰り返しておりますことから、改めて子どもたちと子どもたちを取り巻く環境に対してその旨を通知し、強く発信していただきたく思います。

人間は受ける情報の8割以上を視覚から得る情報が占めると脳科学分野では言われております。

岩倉市では、ホームページにマスクをつけられない方への御理解をお願い

しますと掲載されており、非常に感謝しております。しかしながら、いまだ市民の理解が不十分であるため、さらなる啓発により市民の理解を深めていただきたいと思います。

周知の手段として、例に挙げたようなチラシやリーフレットを作成、活用することを要望いたします。標語やイラストにより視覚的に訴え、言葉の壁がある方にもより効果的な啓発を教育関係者や子どもたち、保護者、地域住民の目に触れるような形で実施いただけますよう、よろしく願いいたします。

そして、長くなりますが、今回この場に出席して皆様にお気持ちをお伝えしたかったもう一人のお母様がいます。しかし、お仕事の関係で本日出席することができなかつたため、お手紙をお預かりしましたので大切に読ませていただきます。

本日、請願内容について口頭陳述させていただく機会をいただきましてありがとうございます。

本来ならば、議場へお伺いし直接お話しさせていただくべきところですが、仕事を休むことができず、代読いただくことで御了承いただけますようよろしく願いいたします。

コロナ禍が始まってもうすぐ3年になろうとしています。正直始まった当初はこんなに長い間いろいろな制限が続くとは思っていませんでした。

何も分からない中で、感染することのみが非常に恐ろしく、幼稚園の年中だった娘にも感染対策としてのマスクの着用を親として強いていました。子どもたち、特に未就学児や小学校低学年の子どもたちにとっては、親や先生がしなさいと言えば、それは強制と同じことだと思えます。

その娘が小学校2年生になった今年の夏前、マスクを着用したまま下校して帰宅した娘の姿を見て怖くなりました。まるで40度の熱でも出ているかと思うほど真っ赤にほてった顔で、走ってきたわけでもないのに、今にも倒れ込みそうになって息を切らせて玄関に入ってきた娘に、思わずマスクを外しなさいと声を荒げてしまいました。

その私に娘は、暑くて苦しいけど、みんなしているのに自分だけしていないのは何か言われるかもしれない。それなら我慢すると言いました。

ちょうど政府から熱中症対策として、野外や運動時にはマスクも外してよいという指針が発表され、岩倉市でも市民の声などを受けて、教育委員会や学校からも指導していただけた時期でもあったため、場面に応じた感染対策を自分なりに考えて実施できるよう、親として声をかけ続けたところ、野外や暑くてしんどいと感じるときなどは、自分で選択してマスクを着脱できる

ようになっていました。

ところが、夏休みも終わって2学期が始まると、夏休み前より熱中症リスクが減ったからか、娘の通学団ではマスクをして登下校する子どもたちがほとんどです。マスク着用が当たり前がここまで定着し、逆に不要だと言われる場面でも外せないことが今後の子どもたちの成長にどのような影響を及ぼすか分からないだけに不安でたまりません。

また、つい一月前ですが、野外でマスクは原則不要であると政府や厚生労働省から発表されてから、娘と岩倉駅付近を散歩していた際、反対側の歩道を歩いていた見知らぬ御婦人に大きな声で、どうしてマスクをしていないのと声をかけられました。突然のことで私も声がけされたことに驚き、娘もおびえた様子だったため、その場はすぐに通り過ぎました。

その御婦人もすぐに立ち去られ、お話しさせていただいたわけではないので声がけの心理は分かりませんでした。ですが、娘はそれなりにショックだったようで、それからしばらくの間はマスクをしていないと知らない人から怒られるからと周りの目や反応を気にして、不必要な場面であってもマスクを外すことができなくなってしまいました。

娘とは何度も感染症に関するいろいろな情報を一緒に調べ、会話を重ねることで不安を取り除きながら、都度適した対策を取れるよう話をしていますし、続けていくつもりです。ですが、社会の一員として生きていく中で、これを家庭内のみで教え、対応することには限界があると感じます。特に先ほど申し上げましたような見知らぬ人からの声がけなどは、政府指針や通知について周知が不十分であると感じざるを得ません。

各個人が場面に応じて適切に選択し、またお互いの状況を認め、尊重する想像力を持って、その選択により差別されることのないような土壌づくりを地域社会全体が目指せるよう、暮らしやすい岩倉市、合い言葉である「いわくらしやすい」市として情報の発信、啓発をいただきたく、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

◎委員長（谷平敬子君） ありがとうございました。

思いの丈、丁寧な説明をありがとうございました。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（谷平敬子君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 請願者に対しまして、ちょっと事務的に確認の意味で幾つか質問したいというふうに思います。

事前に頂いております資料 8 に示されております円グラフを中心とした資料なんですけれども、これは実態調査アンケート（愛知県）というふうな表記になっています。スマイルあいちアンケートで検索しましたところ、現時点で出ているのが 7 月 10 日締切りという表記のアンケートで、その内容まではちょっと見いだせなかったのであえて聞かせていただくんですけれども、このアンケート調査の対象というのはどの範囲だったのか、また対象が無作為だったのか、ターゲットを絞ってやられていたのかという部分に関して、分かる範囲内で結構ですので、教えていただくとありがたいなと思います。

◎陳述人（鷺見愛弓君） このアンケートは、私たち請願する者が作成をし、期間を限って本当にお母様同士のつながりの中で広めていったもので、特定のどこか、学校のどこかとかそういった場所で行ったわけではなく、本当に最初は、なので本当に数人から始まって、そこからお母さん伝いで口頭なり、SNS なりでいろいろ広まってアンケートをしていただいた結果ということになります。

◎委員（宮川 隆君） 表記の中に、愛知県という表記だったので、もう少し広い範囲で何か団体が調査した部分のうちの岩倉の部分だけ抜粋したというふうに思ったので、それでちょっと確認をさせていただいたということです。

この円グラフ 2 つ示されているわけなんですけれども、これ以外に幾つかの設問というのはされているんでしょうか。細部まではいいですけれども、大体こんなような内容で幾つぐらいというようなことを教えていただければありがたいなというふうに思います。

◎陳述人（鷺見愛弓君） はい、そうですね。

ほかにもたくさん、例えばマスク着用、黙食とかそういったものは今後も必要であるとか、例えばなぜマスクを外せないかということに対する理由を選択する中で、周りの目が気になるからだったり、先生たちや大人たちの指導があるからというような項目があったりとか、アンケートの中で、やはりそれを多分本当は最初に皆さんに周知していただきたく、添付資料としてつけようと思ったんですけれども、莫大な量になってしまって、請願書だけでしたら議会の方がやってくださるということだったんですけど、添付資料を 30 部私たちがコピーして用意しないといけないということだったので、相当な量になってしまって、取りあえず岩倉市のこの重要なところだけを抜粋して皆様に見ていただけたらなと思って。なので、ほかにもたくさんアンケ

ートで皆さんに答えていただいたことはあります。

◎委員（宮川 隆君） それが末尾に添付してありますこの表、文書的な簡条書の表という理解でよろしいでしょうか。いろんな意見がある中で、その意見をまとめたのがこれだという理解でいいですね。

◎陳述人（鷺見愛弓君） そうです。もっとたくさんの意見を頂戴したんですけど。

◎委員（宮川 隆君） そうでしょうね。

マスクの着用の有無で嫌な思いをしたことがありますかという問いであります。この2つともそれを基準にされているということなんですけれども、刻一刻と情勢的にはやっぱり3年前と今とでは全然違う社会情勢と、それから一般的な認識の度合いも全然違ってきているというふうに思うんですけれども、この設問をされる際に、どの時点でというような具体的な区切りをされたのか、それとも全体、3年前の発生ぐらいからの経験に基づいた設問でされているのか、その辺をもうちょっと教えていただけますでしょうか。

◎陳述人（鷺見愛弓君） やっぱりすごい3年という長引いている感染対策で、やはり当初の頃の未知のウイルスに対する感染対策と今の現状の感染対策で疑問を持っている方たちもたくさんいると思いますし、それを長い間の感染対策についてどうですかという質問をしました。

◎委員（宮川 隆君） 期限は切っていないということですよ。全体の中での今までの経験を述べてくださいという、そういう内容になるわけですね。

◎陳述人（鷺見愛弓君） そうです。

◎委員（宮川 隆君） では、請願者に対して最後の質問をさせていただきます。

請願項目の中で、これは先ほどの陳述の中でも触れられていましたが、マスクの着用の有無による差別を禁止するチラシやリーフレットの作成、掲出を求めるとともに、広報に努めることを望んでおられるという理解をさせていただきました。

素早く情報を発信するためには、請願の件名にもありますように、大人も子どもも状況に応じて感染予防対策を自身で選択するための、要は情報の提供ということに重きを置いているというふうに私は理解したんですけれども、その理解で正しいでしょうか。

◎陳述人（鷺見愛弓君） そうですね。

情報提供、やはり大人たちは岩倉市のホームページを見たりとかで例えば周知ができるかもしれないですけれども、やはり現場にいる子どもたちというのは、先生たちからの指導だったりとかがありますし、やっぱり目に見え

る、子どもたちのいる場所で目に見えるという情報が必要なのかなあと感じ、やはり簡単にホームページに載せたからとかではなくて、目に見える形で、子どもたちが目に触れるところでやはり現場に、私も今、母子登校中なんですけれども、やっぱり子どもたちでマスクはとか、鼻までしないと駄目だよとか言う先生方も見えるので、やっぱりそういったのでその子どもたちのいる場所、大人も含め、例えば大人が使う図書館とかそういったところの場所でもですけれども、やはり目に見える形できちっと情報提供していただきたいなと思います。

◎委員（宮川 隆君） 今度は執行機関のほうにお尋ねしたいというふうに思います。

一般社会人にも言えることだというふうに思うんですけれども、児童・生徒が生活する中で、過去の情報がアップデートされていないことから今でも誤解によるものと言わざるを得ない状況が発生しているというふうに私も感じているところであります。

実際、私の職場も2万人以上の方々が利用されるところで働いているわけなんですけれども、過去においてはマスクの着用を求めるトラブルが複数発生していたんですけれども、今現在は過去の発生直後、もしくは昨年、時間を追うにつれてそういう件数は実際に減っているというふうに体感しているわけなんです。

そこで、現在の学校現場や保育現場、そして市民生活を過ごす上で、これは大人に対するという部分だと思うんですけれども、市の広報等にどのような取組をされているのかを、現状をお聞きしたいと思います。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 周知啓発の実施状況につきましては、市の広報紙、市ホームページやほっと情報メールなど、あるいはチラシの設置や掲示などで周知啓発を行っています。

◎委員（宮川 隆君） 保健衛生を担当する部署としてはそういう答弁になるのかなというふうに思うんですけれども、学校現場を管理してみえる部署としては、具体的な取組というのを、もしありましたらお示しいただけるとありがたいなというふうに思います。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 学校現場の周知啓発というところですが、これに関しては、本当に子どもたちは学校に毎日通っていて、その毎日の中でマスクの着用について、それは状況に応じて、例えば今、登下校中には必要ないだとか、運動中は外したほうが良いと、それは毎日の学校生活の中でその状況に応じて感染状況だったり、活動の状況だったり、また子どもたちの成長段階に応じて適切な声かけができるように、強制だとかそう

という意味ではなくて、先ほど少しお話がありましたが、マスクが着用できない子もいる、そういう子もいるんだよということも含めて日々そういう子どもたちへの声かけはさせていただいております。

◎委員（宮川 隆君） 言い方を換えますと、年齢が低いほど、そこに携わる当然親もそうなんでしょうけれども、教諭であったり、それから保育士さんであったりという方の一定の理解をした上での指導というか声かけみたいなものがやっぱり大きく影響するというふうに思うんですけれども、その辺の配慮もちゃんと教育委員会、もしくはそれに携わる部分としては配慮した上で指導をしてもらうような投げかけというのはこれまででもしているということなんですか。

◎学校教育課長（近藤玲子君） コロナ禍、もうこの3年になりますが、やはりマスクのことは保護者からの御意見も日々いただいているようなことも聞いております。

教育委員会としましては、県からの通知も含めて、校長会の折であったり、教頭会の折であったり、教育委員会のほうにも御意見をいただくことがございますので、その都度都度学校にはお話をしながら、子どもたちが学校生活で悩むことがないように対応をお願いしているところでございます。

◎委員（堀 巖君） 私も執行機関にもう一回念押しの質問をしたいと思っております。

この間ずっとマスクの問題について、私も一般質問等で取り上げてやってきました。

今、課長から話があったように、教育委員会としてはその都度適正に通知などしてやっているということなんですけれども、実際問題として、さっき陳述人からあったように、登下校を見ても、ほとんどの子どもたちがマスクを着用して登下校しているのがまだ続いています。これも一般質問で何回も取り上げました。

だけど、やっぱりそれが文化になってしまって、恥ずかしいから、顔パンツになってしまったというところで、この現実問題をどのように捉えているのか、なぜ先生方の中で違った指導になってしまっているのか、それを教育委員会としてどのように何回も何回も指導してきたのかというところについて、現実をちょっと踏まえてもう少し話していただきたいんですけれども。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 先ほど課長が申したとおりですけれども、今、登下校に関しては着脱しろとも、するなという指導もなかなかできにくいと思うんですけれども、していません。

やはり以前に比べると、多少マスクをしていない子も見受けられるなあと

いう感じはしますが、中学生などを見ると、もうほとんど外せていない。自転車で通っている子も外れていなくて、やっぱり心理的なものだからということが影響しているんだろうなと思います。

子どもの通学団もスクールガードの方はみんなマスクをしているんですね。だから、そういったこともやっぱり子どもたちには、それで注意されることはまずないと思うんですけど、今は。そういったことも影響があるのかなと思います。

ですので、保育園は今、日中マスクなしで過ごしています、公立保育園は。子どもたちはマスクなしで過ごしていますが、ただふだん見かけると、ホームセンターなどで見ると、やっぱり年長さんぐらいの子はしているかなあというのが現実だと思うので、そういったところを変えていかないと、やっぱり子どもたちは外しにくいのかなあ。実際に外したくないという子も増えてきちゃっているのかなというのが実感です。

◎委員（堀 巖君） これまでも言ってきたように、やっぱり見本となる大人が外さないと、議員も含めて先生たちも含めて、スクールガードの話も出ましたけれども、大人がしていると、子どもたちは外せないという現実を踏まえて、その大人たちにどのように教育委員会として指導しているのかというのはどうなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 大人には直接はしていません。市のほうのホームページとかのアピールなのかなというふうに思っています。

◎委員（木村冬樹君） このマスクの問題、私もなかなか外せなくて、自分自身がマスクの呪縛にとらわれているのかなあというふうに思っています。最近、ようやく外なんかでは外すことが普通になってきたなあというふうに思っていますので、やっぱり世の中、そんなような感じなのかなというふうに思っています。

徐々にこれが徹底していけばいいなというふうには思っているところですけど、例えば私は高齢の母がいます、心臓病があるもんですからワクチンも打っていないんですね。ですから、そういうところではやっぱりマスクはしなきゃいけないなという認識を持っていますし、医療機関で働いてきた経験があるもんですから、身近な友達が結構医療機関の関係者、あるいは介護施設の関係者ということで、そこは必ず感染させないようにしなきゃいけないという思いでマスクをしながら接しているのが現状です。

ちょっとそんなような感想を持ちながら、執行機関に再度お聞きしたいと思いますが、学校教育課、以前、私も相談を市民から受けて、体育の授業のときにマスクをはめていてちょっと体調を崩してしまった方がいて、それに

対してどうなんだということでも話をしたことがあると思います。

それで、堀委員の質疑の中にもありましたけど、先生方には全くきちんと徹底されているという、今はもうそういうふうになっている。体育の授業時はもうマスクを外しなさいという形で進められているのかどうか、この辺についてちょっと教えてください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 体育の授業のときはマスクを外しましょうねという声かけをするようにということでしております。

ただ、外しなさいという強制ではなくて、外しましょうねという、そういったことで学校は対応している状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） くどいようですが、全ての先生のところにそれが徹底されているのかという点もちょっと教えてください。

◎学校教育課長（近藤玲子君） 全ての先生に徹底しているかという御質問ですが、昨日ちょうど校長会もございましたので、学校の状況も聞いて、その場面で運動に関してはマスクを外しましょうというところで、どの学校も同じように対応しているということを確認しております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます、御説明。

請願者の方にお聞きしたいんですけども、そもそもマスクの効果というものをどのようにお考えなのかというのを、お考えをちょっとお聞きしたいと思います。

◎陳述人（鷲見愛弓君） マスクについてはもう昔からあるものですし、やっぱり風邪の症状があつたりとか、もちろん花粉の方とかなどは適切に使っていただければいいと思いますし、でもやはり何の症状もない大人であつたり子どもであつたり、全ての方たちが何の症状もないのにもかかわらず、もう一日中、子どもたちにとっても本当に学校にいる間中はずっとなので、その間中していることが本当に効果があるというか、逆にデメリットしかないのかなというふうに私は思っております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（須藤智子君） 当局にお尋ねしますが、この請願の中にやはりチラシとかリーフレットを作成して、その周知をしていただきたいということをうたってあるんですけど、先ほど健康課の方にもお聞きしましたが、一応ホームページと広報に掲載しているということなんですけど、ほかにチラシを配ったりとかそういう考えはありませんか。そういうマスクの着用についての強制ではないということを周知するチラシを配布する考えはあるかどうかお尋ねいたします。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 現在はホームページ等での周知になってお

ります。また、チラシなども保健センターでの設置となっておりますが、事業などで機会を捉え、また公共施設などそういったところへもチラシの設置など、周知啓発を充実できる部分は行っていきたいなというふうに考えています。

◎副委員長（須藤智子君） 請願者の方にお尋ねしますが、お母様方の中にはどうしてもやっぱりコロナは感染症ですので、マスクをしていなきや駄目だよという親御さんも見えると思います。

そういう方も見えますので、やはりマスクを外しなさい、体調が悪いとか、ぜんそく持ちとか、そういう体の弱い方、弱い子どもにはそういうことを強制というか、マスクをつけないようにということを言えると思うんですけど、中にはやっぱりお母さん方には、絶対感染症だからコロナにうつるといけないからマスクをしなさいねという親御さんも見えると思うんですけど、そういう方たちの配慮もしなきやいけないですからね。その件につきましてはどのようにお考えでしょうかね。

◎陳述人（鷲見愛弓君） 本当にマスクというものは自由であるべきものだと思っているので、もちろん御家庭の中でいま一度本当に3年前の感染、そのコロナに対する知識と、3年たった今のコロナに対する知識をやっぱり家庭の中でアップデートしていただいて、もう一度正しく話し合っていて、その中で出た結果が、例えば感染したくないからマスクをしましょうと子どもに伝えることは全く間違ってもいませんし、かといって、ではマスクをすると苦しいだったりとか、ここにずうっと覆っているので肌が荒れてしまったりとか、そういった不調が出る子に対しては、やはりマスクは取っていいんだよといって、マスクをするのもしないのも自由なんだよというのを伝えていきたいくて、なんですけど、やっぱりマスクをしていない、できないという子たちがなかなか守られない現状が、もう現場を見ていると分かりますし、子どもたちでやっぱりマスクはと簡単にとがめるというか、言い合っているところを見ってしまうと、やはりマスクができない子たちに対するのも守ってあげることも必要なのではないかなあとと思います。

◎委員（片岡健一郎君） 請願人にお聞きいたします。

先ほど当局が今現状行っている周知、要は差別をなくすようにという周知や啓発というのを市としてやっているものと、あと学校の教育現場で行っているものを御説明いただきました。

私が聞く限り、今、請願者が求めている請願項目のような内容は、今現時点、市は、独自のチラシやリーフレットではないとは思いますがけれども、厚生労働省のものを活用してやっているという私の認識、感覚なんですけれど

も、請願人にとってはそれが今現状はまだ足りていないと。足りていないからそういった差別が今起きているんだということによろしいのでしょうか。

◎**陳述人（鷲見愛弓君）**　そうですね。やはりマスクに関しては、夏の熱中症の時期のみに保護者に対しても熱中症の心配がありますので、マスクを外すよう御家庭でも御指導願いますというお手紙以降、学校側から手紙として来たことはないですし、やはり夏が終わってしまったら、もう今、通学団の子たちはみんなマスクをしているんですよね。なので、もう本当にやっぱりマスクをしないと話してはいけないという学校の先生たちの指導が多分3年間長く続いてしまったので、外でもマスクをしないと話してはいけないというのが子どもたちの頭の中にあるので、もう通学団でもしています。なので本当に外すという、もう少し本当に目に見える形で自由だよ、外してもいいんだよ、それを外している子に対して何でしてはいけないのなどと言うことはいけないんだよというのをもう少し強く伝えていただきたいなと思います。

◎**委員長（谷平敬子君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（谷平敬子君）**　ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議に入ります。

◎**委員（宮川 隆君）**　先ほどから執行機関の御答弁も、それから陳述人のお話も、お互いしっかり努力しているしとも、真つ当なことを言ってみえるというふうに私は理解しています。

先ほど木村委員のほうからも医療職場だとか、それから老人施設に関わる部分でのマスクの必要性みたいなものを少し述べていただきました。

私はちょっと立場が違って、交通系の従業員ですので、3年、要はコロナ前まで、3年前までと今では全然マスクに対する認識が違うんですね。僕は冷気を吸い込むとぜんそくが発生するんで、できればマスクをして仕事をしたいんですけども、マスクをして制服を着て立っていると、上司からお客様に不安を与えるといけないから取れという指導がコロナ前はありました。今はもう180度違いますよね。お客様に不安感を与えないためにもマスクを着用しろということですし、これも本当に現場的な話なんですけれども、一時期コロナが蔓延したときに、運転手職場から多くの陽性者が発生し、電車の運転が全くできない状況に陥りかけました。その際、国土交通省の指導の下で、1か月以上ハンドルから離れている人間は、見習をつけないと電車の運転ができないと。3か月以上の適性検査を受けていない人間に関しては、その適性検査を受け、なおかつ見習期間を置いてやらなければならない、運転することさえできない。要は電車が完全に止まってしまう危惧があったと

ということもあって、職場内ではすごく消毒であったりマスクの着用というものに対しては敏感です。今もその状況は続いているというふうに思います。

ですので、やはり請願者が言われるように、いかに正しい情報、今ある情報というのを発信し、かつそれを理解してもらおう努力というのは当然必要だというふうに私は思っているところです。

ただ、コロナウイルスそのものの変化って免疫、それから防疫体制というのは日に日に変化しておりますし、それから医療機関の研究等による対応の在り方というのも目まぐるしく変わっている。また、社会情勢というのも大きく日に日に変化しているというのが現状であって、それが我々がなかなかついていけない。要は昨日と今日が違う情報と対応の在り方みたいなことが流れていることによる、即座に対応し切れていないというのは、これも現状だというふうに私は認識しているところです。

先ほど両者のお話からもありましたように、執行機関と請願者からありましたように、その都度速やかな適切な対応、それから周知が行われていれば、一定安心ですし、それに対する親御さんの対応というのも求められるものだというふうに思うんですけども、私も少しこの請願をいただいて、いろいろ調べてみました。請願人も言われましたように、本年4月5日には、マスクをつけたくもつけられない方がいますよという、こういう説明文がホームページに載っておりましたし、それにリンクする形で、マスクはつけられないわけがありますということで、子どもたちにも分かりやすい形のこういうホームページにも掲載されておりました。こんな感じのですね。

要は、独自のものではないんですけども、そういう分かりやすい形の広報の在り方みたいなものは努めておりますし、それからこれは夏休みが終わってからの11月11日、これは北小のお便りの部分なんですけれども、文部科学省から11月1日に新型コロナウイルスの感染症への対応について、教育活動の実施に関するガイドラインが示された。それに従って給食での黙食を強制するものではないよと、それから通学時のマスクの在り方みたいなものに関しても見直してくださいよというのが11月11日に発表されております。

それを受ける形で保護者の方々全員に、子どもたちを通じて具体的なことが書かれたチラシの配布もされています。

もう一点、これは南小学校の話なんですけれども、校長先生が6月21日ですので、夏休み前の話なんですけれども、全校集会の中で、蒸し暑い日も増えてきましたと。熱中症が心配されます。登下校時、休みのときなど、体育の時間などにはマスクを外しましょうと。特に心配なときは、運動場に黄色い旗やだいたい色の旗を出しますので、旗が出ているときはマスクを外しま

しょうねということを校長先生が全校集会の中で伝えています。

子どもたちに対するそういう呼びかけもしっかり僕は行われていると思います。

陳述人が御心配されるように、だからといって全てが解決されているという状況にないことは事実なんですけれども、半面執行機関も今でき得る範囲内のことを絶えず考え、実行しているというの、これも事実だというふうに思います。

そういうことを踏まえますと、我々としては今の執行機関の細やかな対応を評価し、後押しをするということが、願意を酌み取って、これからも対応していただくことを望んで、できれば趣旨を採択すべきなのかなというふうに私としては思います。

私から以上です。

◎副委員長（須藤智子君） 趣旨を採択するんですか。

◎委員（宮川 隆君） いえいえ、だから趣旨を。

◎副委員長（須藤智子君） 願意を。

◎委員（宮川 隆君） ここで言われている、マスクの着用云々に関する差別を禁止するようなチラシはパンフレットの作成、これは別にあえて僕は独自のものを作る必要性はないというふうに感じています。

それよりもその都度その都度、行政機関、国や県、それから厚生労働省等から出てくるものを上手に活用することのほうが、あえて予算をかけて固定物を作るよりも、変化に対応しやすい対応なのかなというふうには理解しています。

だから、要はその保護者も含めて子どもたちが安心して生活できるような情報をちゃんと提供し、かつそれによってきめ細やかな対応ができる、そういうことを望んでみえるというふうに私は理解しましたので、そういう考え方に関しては趣旨として採択すべきではないのかなあというふうに思うということでもあります。

◎委員（堀 巖君） 議員間討議なので、今の宮川委員の意見に対してちょっとお尋ねいたします。

今の執行機関はそれなりに努力はされているというのは私も同感です。だけど、今回の請願というのは、現状を見るとそれでは足りていないよという、そういう請願なんですね。

今、宮川委員が言われた、つけたいけれどもつけられない子はカバーしていると思います。けどつけたくない子、自由なんだよ、お互い理解して尊重し合うんだよというこの事例として示されているリーフレットのような、

そういうチラシも必要ではないかという、そういう提案でもあると思います。

その点について、つけたいけどつけられない子以外の、家庭内で十分話し合っ、マスクの効果なんていうのはほとんどないんだよとか、そういう学術論文であるとか、そういうことも含めて、子どもがちゃんと理解をしてつけないという意味を子どもも親も持っている、そういう子たちも尊重して、お互い非難し合わないような社会をつくっていくんだよという、そういうことが必要だと思うので、そういうチラシは多分今ないと思うんですよ。

だから、そのことについて宮川委員はどう思われますか。2つのパターンがあるということ。

◎委員（宮川 隆君） 後者の部分というのが今抜けている部分なのかなというふうには理解しています。

その中で、今必要な対応というのは何なのかというのをやっぱり考えなければいけませんし、それから言ってみればマイノリティーの方々、少数というのがどうか、ちょっと表現が適切じゃないかもしれないですけども、まだまだマスクの必要性ということを述べられている方は多いと思います。

これは昨年、マスクの着用云々という話のときに、反対討論というかその中で意見を述べさせていただきましたけれども、学識経験者21人の中のつける必要性はないよと言われてみえる方は参考人として参加されていた3人だけでした。そういうことと言えば、少数意見だからそれは無視していいなんということはさらさら思っていないけれども、まだ社会一般常識としてマスクの必要性というものを認識されているということは、これは事実だと思います。

その中で、やっぱり先ほど各学校の校長会を通じてだとかいろんな教育現場の日常生活の中で具体例に合わせてきめ細やかな対応を先生方もしてみえるというふうに学校教育課長のほうからもお話がありましたように、そのチラシを作ることよりも、いかにそういう誤解を払拭するのかということをするためには、あえてチラシを市独自で作るよりはもうちょっと広い範囲内のもので使えるものは使う、そしてそれ以上に時間を費やして行わなければいけないのは、誤解を払拭する、そういう活動を我々としてもでき得る限り情報を吸収し、先生方もそうでしょうけれども、社会一般常識として今ある課題から子どもたちが置かれている課題、心の傷をできるだけなくす、もしくは今まででも傷を負ってみえたお子様方が実際にいるのは事実だと思いますので、そういう方をどういうケアをしていくのかということに僕は注力することが大切なのかなというふうに思っているんです。

◎委員（堀 巖君） ワールドカップを皆さん見られていると思います。

世界の状況と日本の状況を比べて、日本がいかに異常な状態なのかということ、多分皆さん分かっていると思うんです。

その陽性者数ですね、日本で発表されているのは。それがもう10週連続世界一、マスクをみんなつけていて、ワクチンを打って。だからコロナ対策は全く間違っていると私は思っています。

そういう中で、今一般常識と言われましたけど、世界の常識はもうノーマスクなわけなんですね。だから、そこの日本でのさっきの識見者の少数の識見者しかいないとかそういうことではなくて、もっと世界を見ていただければどうなのかということと、さっき回されていた子どもにも分かりやすいリーフレット、ああいったことでやっぱり子どもたちが目に触れて理解できるということが必要だというふうに、さっき陳述されていると思いますけど、そういうこともやっぱり足りていないのではないかなと私は思いますので、今やっていることがパーフェクトではないわけですから、だからこそ今この現状が、集団登下校でもみんなマスクをしているという現状、議員でもオートバイをマスクして運転している、自転車を運転している、そういう現状があるわけです。それを何とかしようというそういうことなので、ぜひ理解をしていただきたいというふうに思います。

◎副委員長（須藤智子君） 今、堀委員がマスクは効果がないと言われましたね、その前の発言で。

マスクは効果がないということは、それはちょっと間違っているんじゃないかなと思います。

それと、日本のコロナ対策が間違っているということを言われましたけど、でもそれはどこで証明できるんですか。

◎委員（堀 巖君） 飛沫をある程度防ぐ効果はマスクにはあるというふうに思います。

ただ、今の感染者数を見ると、日本の現状を見ると、世界と比べて、これだけやっているのに広がっているという現状を見ると、この取ってきた日本の感染症対策、殊マスクに関してについては、それほど効果がないということが世界が示しているというふうに私は考えています。

◎委員（木村冬樹君） あまり言葉尻を捉えて、本質的にこの請願が本当にどうするのかということをやっぱり議論しなきゃいけないというふうに思います。

私は、この請願が1つ問題提起をされたというふうに思っていますし、私自身もやっぱりマスクの、先ほど呪縛と言いましたけど、にとらわれているところがあります。

やっぱりこの日本の社会を世界の、私もサッカーをやっていますのでワールドカップを見ていますけど、海外ではもちろんマスクをしていないのが当たり前という形になっていきますけど、そういう形になっていこうと思うと、やっぱり少し時間がかかるというふうには思っています。

そのための問題提起だというふうに思っていますので、私はこの請願を採択すべきだというふうに思いますし、全体の合意が取れないのであれば、趣旨採択でもいいですし、何らかの形の対応を取るべきだというふうに私は考えています。

◎副委員長（須藤智子君） 今、請願項目でも当局は一応やっているということをおっしゃったので、これ以上私は要求するとかそういうことはあまりしたくないですし、マスクをつけることを推奨している人もいますからどうなのかなあという気がしますけどね。

◎委員（木村冬樹君） 少なくとも政府もマスクについては一定の見解を出して、ましてやマスクをつけるつけないで差別してはならないというのはもう常識になっているわけで、そのことを徹底してほしいということを求めている請願なものだから、ここの例えば資料にあります、3ページのところにありますね。埼玉有志子どもの笑顔を守る会のリーフレットなんかを見ますと、マスクをする子もしない子も共に理解し、尊重し合おうということで、ある意味多様性を尊重する社会をやっぱりつくっていかなくちゃいけないというふうに思っていますので、そういった意味では採択、あるいは趣旨採択、その辺は全体の合意を得られるところだというふうに思いますけど、そういう形で進めたらどうでしょうかねと私は考えていますが、いかがでしょうか。

◎委員（片岡健一郎君） 要は、どこまでやるかなんですよね、これ。

じゃあ何がどこまでやれば請願人が言っていることが実現できるのかというのが分からないんです。

当局は今後もやっていくということは先ほど発言されました。まずはそれを見守るというのは、僕はまず大前提かなあというふうに思うんですけども、今後やっていかないというわけじゃないんで、当然学校教育も市の広報としても、またLINEとかいろんなSNSを使って告知していくでしょう。これはやっぱり見守っていくというか、これを後押ししていくというのがまず大前提かなあというふうには思うんですけども。

◎委員（堀 巖君） 何回も繰り返しになりますけど、当局もやっています。だけど、この埼玉県事例だとか新潟県事例だとかいろんな事例、たくさん全国でやっているというのほどどこまでやっていいか分からないからやらないではないんです。少しでも広げるためにさらなる努力を、取組をする

という、そういう行政の姿勢だと思うんですね。

だから、今の片岡委員の話を知ると、どこまでやっていたから分からないからやる必要ないんじゃないか、とにかくやっているからやる必要ないんじゃないかといったら、前に一步踏み出すことができないと思います。

だから、僕は最低限趣旨採択をしていただいて、当局の今後の取組について注視していくということで請願者に対する議会としての寄り添いができるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ趣旨採択でお願いしたいというふうに思います。

◎委員（木村冬樹君） 多分政府も言っていることをしっかりやりなさい、やってほしいということを求めている請願なもんだから、趣旨は全く正しいというふうにはみんな思っていると思うんですね。だから趣旨採択ができるんだったらそれでいいですし、どこまでやれということは、やっぱり僕は当局を見守ればよいというふうに思いますし、場合によっては議案質疑や一般質問の中で、議員としてはどうなっているんだ、このことはやるべきじゃないかという提案もしていくということで進めればよいんじゃないでしょうか。

その辺で趣旨採択ができるんだったら、それでどうかなあというふうに思います。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

請願趣旨を読み込むと、僕が気になっている最後の文章、後ろから2行目ですか、最後の3行、結構具体的にこれを趣旨に書いてあるというのが言葉尻を取るようで申し訳ないんですけども、要はここがちょっと私、引っかかっていまして、趣旨の中でも。これは趣旨に書くべきものなのかなあというのもちょうとこちらはありますし、項目として書いてあるようなこと、項目とかダブっているんですけども、趣旨ではないのかなあというふうに少し思ってしまう。

◎委員（堀 巖君） 最後の3行のどこにどう引っかかるのか、ちょっと私には理解できません。やっぱりそれは言葉尻にとらわれ過ぎていて、新潟市や飯塚市のようにチラシ、パンフレットを作成、掲示してほしいというような希望を述べるのがどうしてここにふさわしくないというのは、もう少し具体的に教えてください。

◎委員（片岡健一郎君） だから、要はこれを趣旨を採択するという事は、これをやるということを認めるということになります。そこが引っかかるんです。

要は、僕はまずは今やっていることをやるべきだと思っていまして、こういった作成をする必要がないと思っているからです。

◎委員（関戸郁文君） まず初めに、請願を出されることや紹介議員になれることを何ら否定するものではなく、請願の内容について申し上げることをまず理解していただきたいと思います。決して請願を出すことを否定するものではありません。いつも指摘されるので、ちょっとそれははっきりさせていただきたいと思います。

紹介議員は、過去の一般質問でも示しておられますが、マスクはコロナ対策としてはほぼ無意味であり、逆に健康上よくないことを周知すべきではないかというお考えだと承知しています。これは国や県、学校現場とは少し違った考えではありますが、その考え自体は自由で何か申し上げることはございません。ただ、その考え方を、学校の現場でマスクについて一生懸命誠実にしっかりといろいろな考え方のある保護者を対象として対応している教職員に強制するというか、押しつけるのはいかがなものかと考えます。

紹介議員は過去の一般質問の中で、本の例を紹介し、教職員がマスクについての適切な指導をしていなかったかのような印象を与える発言があったと記憶しています。ただいま市側の回答の中にもあったように、しっかりと周知していることがあり、私は全くそれは理解できると思います。市の職員や教職員が何もやっていないようなことを印象づけるようなことがあってはならないというふうに考えます。また、学校ではいろいろな保護者のお考えがあり、大変難しい対応をしているということがあると思います。

ここは学校現場にお任せして、周知徹底していくのがよいのではないかというふうに考える次第でございます。以上です。

◎委員（堀 巖君） 今の関戸委員の発言は、全くこの請願のお母さんたちの意向とは関係ない話じゃないですか、そうですね。

何でそれを今言って、僕は評価しているところの場で言いましたし、私の一般質問を今ここで取り上げて云々かんぬんということ自体が変ではないですか。どうなんですか。

◎委員（木村冬樹君） 今、関戸委員がおっしゃられたことの中で、やっぱり過去には指導上の学校教育における少し問題はあったというのは確かなんですわ、これはね。

私も指摘をさせて、それは間違っていたということで改善されていっているということでもいいというふうに思うんですけど、ただその本当にマスクをする子もしない子もお互いが尊重される、こういう世の中は推奨されるべきものもんだから、この原点に立てば、趣旨は採択できるんじゃないかなあと思うの。

たとえ堀委員がどういう考えを持っていてどういう質問をしようが、それ

はちょっと関係ない話で、多分いろんな立場でいろいろマスクについてはいろんな考えを持っている人たちがいる。これが認め合えるような社会になっていくには少し時間がかかると私も言いましたけど、やっぱりその努力をしていくということがひとつ大事じゃないかなあという、多様性を尊重し合う社会をつくっていきましょうという意味で、趣旨採択できないかなあというふうに思います。

もしあれだったら、少し時間を取っていただいて会派で相談してもらってもいいですし、そんなようなことで進めていただければと思います。

◎委員長（谷平敬子君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（谷平敬子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎委員（片岡健一郎君） 堀議員に少しお伺いしたいと思います。

マスクをしたいという人も当然いると思います。基礎疾患を持っている人、僕なんかどっちかという人、としたい人なんです。

この請願趣旨の中に、下から6行目、いろんな事例がアンケートの声として書いてあります。例えばマスクをしていない子と遊ばないというふうに友達に言われたというふうにあるんですけども、これは逆に考えると、言っちゃいけない言葉だとは思いますが、言いたい人も、言いたい親御さん、要は子どもさんがすごく何かぜんそく持ちか基礎疾患を持っていて、マスクをしている子と遊びなさいということと言う親もいると思うんです。要はマスクをつけたい人もいるというか、そういう人への配慮も必要だと思うんです。

この請願を議決するということになる、要はマスクを外したいという人寄りの考えになってしまうおそれがある。そうとは限らないですけど、おそれもありますので、その辺はどういうふうに堀議員はお考えかという。マスクをしたいという人に対する配慮というか。

◎委員（堀 巖君） 非常に難しい問題で即答がなかなか難しいかもしれません。

さっき木村委員も言われたように、情勢は刻々と変化していて、木村委員自身も呪縛に縛られている表現をされましたけど、その親御さんが正しい知識を得ているか得ていないかというのも判断になってくると思うし、それもやっぱり時間がかかる話だと思うので、両方が差別されないような配慮の表現のリーフレット、文言の選択というのは非常にちょっと慎重にやらなければならないなというふうには考えます。

◎委員（片岡健一郎君） ということは、当然どちらの権利もあるよという

ことは御理解いただいているんですね。当然だと思うんですけど、そこだけ確認したかったもんですから。

◎委員（木村冬樹君） 今、議論をしていった中で、この請願については趣旨を採択するという事で、委員長のほうで取り計らっていただけませんかでしょうか。

◎委員長（谷平敬子君） ただいま木村委員から趣旨採択とするような提案がありました、ほかに御意見はございませんでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 議論を戻すつもりは全くありませんので、あくまでも確認というか押さえの部分でお聞きしたいというふうに思います。

多分、片岡委員が言われたことというのは、逆差別を排除するための配慮というのも当然必要だよねということを書いてみえらと思います。

私が質問の冒頭でお聞きしたように、あくまでもチラシやパンフレットというのは手段であって、目的ではないというふうに私は理解しています。

そういう意味合いの今後の努力や情報を正確に発信する、時を見て、正確にその場その場に合った情報を発信していくということを踏まえて、その部分の趣旨を採択、それをもって趣旨を採択すべきじゃないかというふうに思いますので、具体的な排除条項みたいな文に関しては、最終的には委員長の下で調整していただければいいかなというふうに思いますので、もっと分かりやすい表現を求めていきたいなというふうに思いますので、お願いいたします。

◎委員長（谷平敬子君） それでは、委員間討論を終結し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

請願第7号「大人も子どもも、状況に応じた感染予防対策を自身で選択するための情報提供および積極的周知に関する請願」を趣旨採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

よって、請願第7号は趣旨採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（谷平敬子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、議案の審査に入ります。

議案第71号「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の質疑でもありましたが、ちょっと改めて確認させていただきたいのが、指定管理に関する部分です。

この3つの施設・設備を指定管理にしていくということではありますが、その指定管理先をどう考えているのか。また、現在の管理をさせていただいているシルバー人材センターの関係がどうなっていくのか、再度説明していただきたいというふうに思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 今回の体育施設の指定管理者の指定についてということですが、これまでも総合体育文化センターの業務に、今の指定管理者の業務に付随して許可書の発行などを行っているということですか、あと市民へのサービスの提供を大きく変えることなく継続していくために、今回のこの体育施設の指定管理者については、任意で現在の総合体育文化センターの指定管理者をしていくように働きかけていこうかなというふうに考えております。

あと、シルバー人材センターのことについては、この体育施設の指定管理者による管理になった後も、地域の高齢者の雇用安定の観点から、シルバー人材センターに施設の管理業務をしていただくように働きかけていきたいというふうに思っております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかにありませんか。

◎委員（堀 巖君） 本会議でもお聞きしたことの引き続きお尋ねしたいと思っておりますけれども、照明設備については学校運動場と一体のものであります。照明設備のほうは公共施設予約システムで申請をして許可を受けるという形になっていると思っておりますが、運動場のほうは、たしか本会議の答弁では社会教育法の規定を適用して、年度当初に校長に委任をしているというような回答だったと思っておりますが、そこがどうリンクしていくのか。二重手間になってはいないのかとか、そういったところがちょっと分かりにくいので、そこら辺の流れをもう少し説明していただきたいというふうに思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 夜間照明の施設がグラウンドと一体のものとして公の施設であるというふうには思っております。

ただ、その使用につきましては、学校管理規則のほうで、校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために一時使用させることができると

ありますので、これにより運営をしております。

これは指定管理になった後も踏襲して、今後も条例によらずにこれに基づいて使用のほうをしていただこうというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 学校管理規則というふうに言われましたけど、本会議の答弁では、社会教育法の何か規定だというふうに言われたような記憶がするんですが、そこは違いましたでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 私の答弁でちょっと言い足らなかったかも分かりませんが、社会教育法も規定では47条で学校教育に支障がない限り貸し出しすることができるということがありまして、ここを言及しませんでしたけど、岩倉市立の学校管理規則の31条のほうにも学校の施設設備、社会教育その他公共のために一時使用させることができるという規定をスポーツ推進法とか社会教育法を受けて規定をしております。そういったことを今申し述べました。

◎委員（堀 巖君） 社会教育法の47条を見ました。

この一時的に使用させるというところが拡大解釈ではないのかなというふうに思っていて、これは通年ずっと野外照明設備とともに運動場というのはその利用申請しているという状態、定期的に利用申請している。もちろん学校教育上に支障を来さない範囲においてというもとのいろんな法律の例外として、常時使わせているという実態があるわけですが、そこについて、さっき条例を今後も制定することなく、このまま運動場と照明施設を分離して考えていくという答弁だったと思いますが、他市の事例を見ると、これも本会議で言いましたけれども、学校開放に関する条例をきちんと制定している自治体がたくさん散見されました。

もともと公の施設というのは、その利用に供するときは条例で定めなければならないという地方自治法の244条の規定があると思いますが、そこの整合性も含めて、私はしっかりと条例や規則の整備をすべきではないかというふうに指摘をしますが、いかがでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 先ほど堀委員さんの言われたのは、地方自治法の244条、多分公の施設についての定義の条文だったと思います。多分14条のことをおっしゃられているかと思うんですが、公の施設について、その法の244条では、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ということになっております。

今回の学校運動照明施設につきましては、その設置目的が市民の体力及び健康の増進を図るためとありまして、学校の施設の一部である運動場と一体

となってその目的を果たしていく公の施設であるということはそのとおりだというふうに思います。

公の施設である学校運動照明施設を市内在住・在勤の者に限定したとしても、これはもともと市民の権利が制限されることにはならないものですから、それを条例ではないもので規定していくことには問題はないというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 公の施設であることは間違いなくて、学校の運動場も、それに附属する設備である照明設備も含めて公の施設だというふうに思います。

これは岩倉市立学校設置条例というのがあると思いますけれども、その設置条例のここには設置条例で本来であれば設置及び管理に関する条例、設管条例というふうに言いますが、設管条例になっていないといけませんが、これは昭和46年のたしか条例、市ができた当時につくった条例がそのまま残っていて、設置条例になっています。これは公の施設として設置するというふうにたしか規定されているはずですが。

ですので、だれどほかの野寄テニスコートやスポーツ広場という貸すことを目的とした、利用させることを広く市民にと違って、やっぱり学校なんですよね。学校というのはやっぱり学校教育上支障を来さない範囲において利用させることができるという、そういうちょっと違った性質を持った施設であるというふうに認識していますが、そのことについては間違いないでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） そこはそのとおりだとは思いますが、学校運動場の使用については、現状先ほど申し上げた岩倉市の学校管理規則の規定により実施しているところなんですけれども、やはり一定のルールというのは定めることは必要であるとは思いますが。それは必ずしも条例で定めなければいけないというふうには考えてはおりませんが、一定のルールは定めていく必要はあるというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 条例で定めなくてもいいというふうに理解をしているということなんですけれども、条例で定めるのが今後指定管理者で管理させるときに、運動場は校長への委任だと、そのうちの設備だけを取り出して、これは指定管理者にやらせるんだというやり方が本来好ましいのかどうなのかというふうに考えた場合に、私は好ましいものではないというふうに思います。

これは一体的なものであって、ほかの事例を見ると、さっきの紹介した学

校開放条例にきちっとうたうべきだというふうには、それはスポーツ庁もそういうふうにはホームページの中で記述しています。

ですので、中途半端な切り分けを、小分けをして管理をさせるのではなくて、一体的なものは一体的なものであるわけですから、それはきちっと条例でうたう必要があるというふうに国も言っているところなので、そこはちょっと考えを改めていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 利用におきましては、当然グラウンドに照明施設の光を照射して使っていたくということではあるとは思いますが、それぞれのもともとの設置目的というのは学校については学校教育、子どもの教育のための施設であって、夜間照明については、一般の市民が学校が施設を使っていない時間帯、要は支障のない範囲で一般の市民向けに供するために造られた施設であるというふうに考えておりますので、切り分けて運用を定めていくことについては矛盾はないというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） だとするならば、その切り分けることに問題がないということを使うんだとしたら、学校照明設備を造ったとき、それはいつですか、そのときにどうして設管条例、地方自治法の244条に基づく設管条例をつくらなかったんですか。

◎委員長（谷平敬子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（谷平敬子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 設置は昭和53年ですね。南部中が56年のようです。

その当時はこの使用料条例という、今でもそうですけど、学校照明設備使用料条例ということで、使用料だけ定めるということで、公の施設というふうな認識ではなかった。その部分、公の施設ではあるんですけども、使用料だけ定めたというところなんです。

今回、スポーツ施設を指定管理させていくために検討をしたときに、やはり学校照明設備も公の施設として位置づけるべきであろうということで、今回は統合するときに1つの条例にまとめたという経過であります。

◎委員（堀 巖君） 私はそもそもそこが考え違いだというふうに考えます。

照明設備はあくまでも従属物である学校運動場に附帯する設備です。これが単体で公の施設だというふうに捉えて、無理やり引っつけてしまって管理させるという方式について非常に疑問を感じます。

だから、考え方を換えちゃったんですよね。もともとは学校の附属設備だったものを設備の使用料条例で定めていたのを、今回それは公の施設だということで考えを改めた、考え方を換えたということになってしまうわけですよね。

だから、設置した昭和53年、56年当時は設管条例を設けなかったし、今回はそれだけ取り出して設管条例に組み込んだということになってしまうわけですよね。そこに大きな矛盾が生じてしまっているのでおかしいのではないかという指摘を再度することと、併せて東近江市、さっきの利用できる人を制限するということらについていえば、東近江市ではさっきの条例の中で、開放施設を利用することができる者は、在住、通勤または通学する者で、原則として10人以上で構成する団体とするというふうに条例で規定しているんですね。

やはり、市民、市外の人から見て、この施設がどういう性格の施設なのかということが分かるためには、きっちりと条例で定めておく必要があるというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 繰り返しになりますが、岩倉市としては公の施設というのは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ということですので、今回の学校照明施設は市民の健康増進のための施設ということですので、市内在住・在勤の者に限定したとしても、これは条例で定める必要はないというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） じゃあもう一回聞きますね。

運動場はじゃあ実際どこの団体に使わせているんですか。照明設備と違ったような運用をしている、もちろんその照明施設を使わない学校の運動場の利用もあると思います。その運動場の利用申請、許可申請書、どのように運用されていますか。それはちゃんと的確に公の施設として、学校の運動場も公の施設だと言われましたよね。公の施設として学校長の下できちんと利用申請許可をちゃんとやっているのかどうか、教えてください。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） これも先ほど申し上げましたけれども、学校の運動場の使用については、岩倉市の学校管理規則の中において今はやっているんですけれども、今後一定必要なルールは定めていかなくちゃいけないかなというふうには考えております。

◎委員（堀 巖君） その一定のルールというのは、どうして定めてこなかったんですか。今後どういうふうに定めていくつもりなんですか。それは

やはり何回も言うようですが、情報公開の精神からいうと、ちゃんと市民に分かりやすく、分かりやすいというのは広報、ホームページで分かりやすい言葉で伝えるというのを含めて、条例、例規の整備もきちっとしていけないといけないというふうに思うわけです。

だからどうしてスポーツ庁も言っているように、条例できちっと整備しなければならないというふうに言っているわけですから、それをどうしてかたくなに拒否されるのかという点についてちょっと理解ができないので、お願いいたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） まず学校照明施設と運動場の切り分けはなかなか微妙なところですけど、学校の施設台帳のほうには照明施設は含めておりません。これは堀委員については違和があるかも分かりませんが、学校の財産台帳には載せておりません。

実態として、本会議でもこれは述べましたけど、グラウンドは年度当初にスポーツ少年団ですとかそういったところが使いたいという予定を出しながら、学校として運動会の前だとか行事のときにはちょっと使ってもらって困るよというところを調整しているところです。そのやり取りについては、ルールが口約束というか、そういった程度にとどまっています。

一方で体育施設、武道館とか体育館については要綱で定めているところで申請等々のやり取りができています。

やっぱりグラウンドについても今回照明が指定管理にしていくということになれば、やっぱりそういうルールはつくっていかなければいけないというふうに思っています。

ちょっと条例で位置づけないといけないというのは確認できていないんですけども、社会教育法のところでは学校施設の利用に関して必要な事項は学校の管理機関が定めるというふうになっているので、ここが条例が必須だというふうには認識しておりませんので、そういったことも含めて生涯学習課の考え、市の考えとして今回提案している内容です。

市民に限定するといったところも規則に明確にうたっていくということで市民には十分周知がされていく、今と変わらない状況で使っていきたいということなんです。

学校のグラウンドについては、夜と昼間とはやっぱり一部違う利用もあります。昼間というのは大体土・日ですけども、決まったスポーツ少年団だとかが多いんですけど、夜間照明は仲間内の野球の試合だとかサッカーの試合がされているというところで利用の方は大分異なります。

学校のグラウンド、土・日については、そういう引き合いもあるんですけど

れども、今いっぱいになっていますし、仲間内だけで使わせてくれとかというようなことはもうお断りしている、お断りせざるを得ない状況ですが、岩倉市のスポーツ施設が十分あるわけではないもんですから、今後も同じような使い方をしていきたいというところです。

◎委員（堀 巖君） そうすると、今後、他市のように学校、本会議では学校開放という言葉が使われましたけど、学校施設の開放については包括的に考えていくことは考えていないというふうなことでよろしいんですか。

条例に位置づけなければならないというのは、これは指定管理者に管理させるときは条例で位置づける必要があるというふうに言っているのであって、何でもかんでも条例でないといけないとは言っていませんけれども、やっぱり条例で書いておいたほうが、きちっとやるのであればいいんじゃないかなというふうな、それは私の私見だというふうに思います。

ちょっと話がそれましたけど、その学校開放についての考え方をお尋ねします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 当然照明の条例も考え方を変えてきているところがありますので、これがずっと必ずだというふうには思っておりません。

例えば堀委員も言っていたように、学校の開放については学校の運営協議会で協議するといった定め方をしているところもありますし、今後そういうものが出てくれば、規則、条例等に位置づけしていくことも考えられるというふうに思います。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

反対討論はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 議案第71号「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」反対の立場で討論いたします。

この条例は、学校運動場照明設備、野寄テニスコート及びスポーツ広場について指定管理者に管理させるために指定管理者に関する規定を設けるとともに、それぞれの施設の設置目的が同一であることから既存の条例を廃止し、

1つの条例で規定するものとして上程されたわけです。

しかし、それぞれの施設の設置目的及び運用実態は、決して同一であるとは言いきれません。具体的にいうと、学校運動場照明設備は学校の運動場に附帯する設備、従属物であって、従属物単体としての公の施設ではなかったわけですが、今回公の施設として考え方を換えられたという回答でありました。

地方自治法をちょっと皆さん、紹介しておさらいしておきます。

地方自治法の第244条、公の施設。

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、これを公の施設というんですけれども、を設けるものとする。

2項として、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3項として、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならないということで、続いて244条の2ですけれども、普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないというふうに規定されています。

岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例というのがその公の施設としてあるわけです。岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例というのがそういう設管条例が2つありますけれども、先ほどずっと議論してきた学校運動場の設置及び管理に関する条例は存在しませんし、単に使用料条例が存在するのみとなっています。

学校の運動場の附帯設備としてその部分のみを使用料として定めてきたわけですがけれども、肝心の運動場の使用料はどこにも定めがありません。多分無料なんでしょうね。無料なんですけれども、無料であるとしても、公の施設であればやはり地方自治法の規定に基づきゼロ円、あるいは無料とするという、そういう規定を置く必要があるんじゃないかというふうに考えます。

それから、学校の運動場の利用申請許可事務について、さっき社会教育法の第47条の規定に基づいて校長に委任しているという回答だったわけですがけれども、その学校の利用が一時的であるという、その一時的という限定つきの文言を拡大解釈しているというふうに考えます。

その利用申請及び許可の手続についても、やはり一体的である照明設備と何かダブっているような曖昧なそういう運用がなされているようにも思います。

学校の運動場とか照明設備はほかの、今、スポーツ広場やテニスコートの

ような誰でも使用できるものではないというのは確か、その実態です。

現行の条例、施行規則にもあるように、照明設備については市内在住・在勤の者の限るとされていますけれども、それも踏襲されるということで、やっぱり性格が異なるもの、運用としてほかの2施設とはちょっと学校の運動場を含めて異なることになっているというふうに思います。

先ほど来も申し上げましたけれども、制限するのであれば、地方自治法上、これは制限ではないというような答弁でしたけれども、きちっと東近江市の学校体育施設開放条例のようなものを参考にして規定していただきたいというふうに思います。

それから、スポーツ庁が学校体育施設の有効活用に関する手引きというのを令和2年3月に策定して、地方公共団体が学校体育施設を活用して地域のスポーツ環境を充足し、スポーツ実施率の向上につなげることを促しています。その中で、隣の一宮市の条例が紹介されていますので、これも参考にさせていただきたいというふうに思います。

一宮市立学校施設使用条例です。

第1条、この条例は、一宮市立小学校及び中学校の校地、校舎その他の附属設備の目的外の使用に関し、別に法令等の定めるもののほか必要な事項を規定し、もって学校施設の適正な運用を図ることを目的とするということで、ちゃんと目的外使用ということを踏まえた上で、きちっと学校開放について規定をされています。

また、この令和3年、翌年の3年のスポーツ庁はこの手引きの解説等を策定しています。

その8ページには、学校開放事業によって指定管理者制度を活用する場合には、各自治体において学校施設使用条例等を制定し、学校開放事業における指定管理者制度の適用を位置づけることが必要であるというふうに、先ほども述べましたけれども、記述されているのでぜひ参考にさせていただいて、しっかりと法整備、条例整備、法規の整備をしていただきたいというふうにお願いします。

それぞれいろんな諸問題がこの照明設備に関しては疑義があるので、私はこの場では賛成することはできないということです。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） 議案第71号「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例は新規制定ではありますが、指定管理者の規定を条例に設けていない学校運動場照明施設、野寄テニスコート及びスポーツ広場について、指定管理者に管理をさせるため、指定管理者に関する規定を設けるとともに、

それぞれの施設の設置目的はスポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るためという同一であることから、1つの条例で規定し、既存の3つの条例を廃止するというもので、利用者にとってより分かりやすくなる統合であると考えます。

ただいま堀委員の反対討論にもありましたが、これらの施設の設置目的は、スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るものとしており、市民の利用をそもそもの目的とした施設であり、学校運動場を無料で使用することが必須となる照明施設については、市民に限定することは可能であるものと考えます。

その他、利用の許可、利用時間、使用料等については、現行の状況を維持されるということですので、利用する人に新たな事務手続等が生じることはなく、適切であります。

ただ、本会議での議案質疑や委員会質疑での答弁でもありましたように、学校運動場の使用は、岩倉市学校管理規則の規定により実施しているとのことでしたが、一定の必要なルールを定めることは必要であるとは思いますが。

また、指定管理者による管理に関する規定も適正で、これらの施設の管理権限を指定管理者に移すことによって総合体育文化センターとの連携が図られるなどその効果を期待するものであります。

以上の理由から条例の制定に賛同し、賛成討論といたします。

◎委員長（谷平敬子君） ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（谷平敬子君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第71号「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（谷平敬子君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第71号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

※機材トラブルにより、議案第77号、78号、91号及び請願第6号の会議録がございません。ご了承ください。